



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第189号 令和2年3月31日発行

目次

は県例規集掲載

【規則】

番号	表題	担当課名
56	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	次世代育成・青少年課

【公布された条例等のあらまし】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

- 一 児童福祉法の規定により本人又は扶養義務者から徴収する費用の額は、知事が別に定めることとした。
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県規則第五十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する

。 第二十二條を次のように改める。

（徴収金の額）

第二十二條 条例第二十一條第一項の規則で定める額は、知事が別に定める。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和二年四月分以降の分として徴収する徴収金について適用し、同年三月分以前の分として徴収する徴収金については、なお従前の例による。